

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和3年10月版)										新 (令和4年10月版)									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編				
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則				
1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	建設副産物	1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	建設副産物				
1	1	1	18	4	1	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、加熱アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	1	1	1	18	4	1	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、加熱アスファルト混合物、建設発生土を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	誤植			
								1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	施工管理				
								1	1	1	23	9	1	9.不具合発生時の措置	受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	条文の追加			
1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保				
1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にともなう			
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	環境対策	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	環境対策				
1	1	1	30	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	3	6.排出ガス対策型建設機械	受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸法令の改定にともなう			
1	1	1	30	10	1	10.特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	30	10	1	10.特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	諸法令の改定にともなう			
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	交通安全管理				
1	1	1	32	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（県土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう			
1	1	1	32	14	1	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	14	1	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう			
1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	諸法令の遵守				
1	1	1	34	1	5	(2)	建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	4	(2)	建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）	諸法令の改定にともなう			

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和3年10月版)						新 (令和4年10月版)										
編	章	節	条	項	以下	項	以下	編	章	節	条	項	以下	項	以下	
現行条文						新条文						改定理由				
1	1	1	34	1	11	(8)	雇用保険法 (令和2年6月改正 法律第54号)	1	1	1	34	1	11	(8)	雇用保険法 (令和3年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	13	(10)	健康保険法 (令和2年6月改正 法律52号)	1	1	1	34	1	13	(10)	健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	16	(13)	出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第52号)	1	1	1	34	1	16	(13)	出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	17	(14)	道路法 (令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	34	1	17	(14)	道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	20	(17)	道路運送車両法 (令和2年3月改正 法律第5号)	1	1	1	34	1	20	(17)	道路運送車両法 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	23	(20)	河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	23	(20)	河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	26	(23)	港則法 (平成29年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	26	(23)	港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	28	(25)	下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	1	1	1	34	1	28	(25)	下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	29	(26)	航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)	1	1	1	34	1	29	(26)	航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	33	(30)	環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	33	(30)	環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	41	(38)	文化財保護法 (令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	41	(38)	文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	44	(41)	消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	44	(41)	消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	46	(43)	建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)	1	1	1	34	1	46	(43)	建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	48	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	48	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	51	(48)	海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	51	(48)	海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	53	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)	1	1	1	34	1	53	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	54	(51)	船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	54	(51)	船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	56	(53)	船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	56	(53)	船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	57	(54)	自然環境保全法 (平成31年1月改正 法律第20号)	1	1	1	34	1	57	(54)	自然環境保全法 (令和3年5月改正 法律第29号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	59	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	59	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	60	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	60	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	63	(60)	漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)	1	1	1	34	1	63	(60)	漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	66	(63)	厚生年金保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)	1	1	1	34	1	66	(63)	厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	67	(64)	航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	67	(64)	航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	71	(68)	所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)	1	1	1	34	1	71	(68)	所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	73	(70)	船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	34	1	73	(70)	船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	74	(71)	著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)	1	1	1	34	1	74	(71)	著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	75	(72)	電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)	1	1	1	34	1	75	(72)	電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	77	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)	1	1	1	34	1	77	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	1	87	(84)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)	1	1	1	34	1	87	(84)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	39	0	1	1-1-1-39		1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	特許権等	
1	1	1	39	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	39	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (令和3年6月改正法律第52号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	40	0	1	1-1-1-40		1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	
1	1	1	40	5	4	5. 建設業退職金制度の履行	また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。	1	1	1	40	5	4	5. 建設業退職金制度の履行	また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更
1	2	0	0	0	1	第2章		1	2	0	0	0	1	第2章	土工	
1	2	4	0	0	1	第4節		1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	
1	2	4	1	0	1	1-2-4-1		1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	
1	2	4	1	15	3	15. 伐開除根作業範囲	表1-2-4 伐開除根作業	1	2	4	1	15	3	15. 伐開除根作業範囲	表1-2-4 伐開除根作業	
1	3	0	0	0	1	第3章		1	3	0	0	0	1	第3章	コンクリート工	
1	3	5	0	0	1	第5節		1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	
1	3	5	4	0	1	1-3-5-4		1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
1	3	5	4	3	3	3. 練混ぜ	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	3. 練混ぜ	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部: 練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更にもなう
1	3	6	0	0	1	第6節		1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	
1	3	6	5	0	1	1-3-6-5		1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	締固め	
								1	3	6	5	4	1	4. 狭径・過密鉄筋箇所における締固め	狭径・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法 (使用器具や施工方法) を施工前に施工計画書に記載しなければならない。	条文の追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和3年10月版）					新（令和4年10月版）									
編	章	節	条	項 以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
2	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	1	第2編	材料編	
2	2	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	1	第2章	土木工事材料	
2	2	8	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	1	第8節	瀝青材料	
2	2	8	3	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	1	2-2-8-3	再生用添加剤	
2	2	8	3	1	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	1	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	
2	2	12	0	1	第12節		2	2	12	0	1	第12節	道路標識及び区画線	
2	2	12	1	1	2-2-12-1		2	2	12	1	1	2-2-12-1	道路標識	
2	2	12	1	1	6	JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）	2	2	12	1	1	6	JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯）	
2	2	13	0	1	第13節		2	2	13	0	1	第13節	その他	
2	2	13	2	1	2-2-13-2		2	2	13	2	1	2-2-13-2	合成樹脂製品	
2	2	13	2	1	9	JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	2	2	13	2	1	9	JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和3年10月版)										新 (令和4年10月版)									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編				
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則				
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則				
3	1	1	3	0	1	3-1-1-3	監督員による確認及び立会等	3	1	1	3	0	1	3-1-1-3	監督員による確認及び立会等				
3	1	1	3	7	4	7.段階確認の臨	表3-1-1 段階確認一覧表	3	1	1	3	7	4	7.段階確認の臨	表3-1-1 段階確認一覧表	地覆工、橋梁用高欄工の追加			
3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
3	1	2	1	1	18		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	3	1	2	1	1	18		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう			
3	1	2	1	1	29		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	3	1	2	1	1	29		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	諸基準類の改定にともなう			
3	1	2	1	1	34		建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	3	1	2	1	1	34		建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう			
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工				
3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種	3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種				
3	2	3	2	0	1	3-2-3-2	材料	3	2	3	2	0	1	3-2-3-2	材料				
3	2	3	2	4	20		以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。	3	2	3	2	4	20	(7)	以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。	諸基準類の改定にともなう			
3	2	3	2	4	21	①	海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	3	2	3	2	4	21	①	凍結防止材を散布する区間	諸基準類の改定にともなう			
3	2	3	2	4	22	②	雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	3	2	3	2	4	22	②	交通量が非常に多い区間	諸基準類の改定にともなう			
3	2	3	2	4	23	③	路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	3	2	3	2	4	23	③	海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)	諸基準類の改定にともなう			
								3	2	3	2	4	24	④	温泉地帯など	諸基準類の改定にともなう			
								3	2	3	2	4	25	⑤	雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	諸基準類の改定にともなう			
3	2	3	2	5	4	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	2	5	4	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ77) の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ49) の49μm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう			
3	2	3	2	6	41	⑤	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	41	⑤	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ49) の49μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	諸基準類の改定にともなう			
3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	小型標識工				
3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450 g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ77) 77μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ63) 63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ49) 49μm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にともなう			
3	2	3	7	0	1	3-2-3-7	防止柵工	3	2	3	7	0	1	3-2-3-7	防止柵工				
3	2	3	7	3	2	3.亜鉛めっき地肌の基準	溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m <sup>2</sup> (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。	3	2	3	7	3	2	3.亜鉛めっき地肌の基準	溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ49) の 49μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう			
3	2	3	16	0	1	3-2-3-16	PCホロースラブ製作工	3	2	3	16	0	1	3-2-3-16	PCホロースラブ製作工				
3	2	3	16	1	1	1.円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	3	2	3	16	1	1	1.円筒型枠の施工	コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	施工計画書に記載することを規定			
3	2	3	27	0	1	3-2-3-27	銘板工	3	2	3	27	0	1	3-2-3-27	銘板工				
3	2	3	27	1	18	(3)	受注者は、橋銘板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。	3	2	3	27	1	18	(3)	受注者は、橋銘板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の変更			
3	2	4	0	0	1	第4節	既製杭工	3	2	4	0	0	1	第4節	既製杭工				
3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工				
3	2	4	4	13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規格による。	3	2	4	4	13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規格による。	JIS名称変更にもなう			
3	2	4	4	13	4	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	4	4	13	4	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS名称変更にもなう			
3	2	4	4	13	6	(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	4	4	13	6	(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS名称変更にもなう			

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和3年10月版)					新 (令和4年10月版)																						
編	章	節	条	項	項以下	項以下	編	章	節	条	項	項以下	項以下	編	章	節	条	項	項以下	項以下	編	章	節	条	項	項以下	項以下
					章節条項 (項目見出し)	現行条文						章節条項 (項目見出し)	新条文						改定理由								
3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。						JIS名称変更にもなう						
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工												
3	2	6	6	0	1	3-2-6-6	橋面防水工	3	2	6	6	0	1	3-2-6-6	橋面防水工												
3	2	6	6	4	1	4. 橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章 材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	6	4	1	4. 橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章 材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。						施工上の留意点について規定						
3	2	7	0	0	1	第7節	地盤改良工	3	2	7	0	0	1	第7節	地盤改良工												
3	2	7	5	0	1	3-2-7-5	バイルネット工	3	2	7	5	0	1	3-2-7-5	バイルネット工												
3	2	7	5	4	19	①	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	7	5	4	19	①	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。						JIS名称変更にもなう						
3	2	7	5	4	21	②	受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	7	5	4	21	②	受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。						JIS名称変更にもなう						
3	2	7	5	4	23	③	受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	7	5	4	23	③	受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。						JIS名称変更にもなう						
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工												
3	2	10	16	0	1	3-2-10-16	トンネル仮設備工	3	2	10	16	0	1	3-2-10-16	トンネル仮設備工												
3	2	10	16	9	1	9. 集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	3	2	10	16	9	1	9. 集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル (吸入性) 粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。						諸基準類の改定にもなう						
3	2	10	16	10	1		受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度 (吸入性粉じん濃度) 目標レベルは2mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ (口径) の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	3	2	10	16	10	1		受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度 (吸入性粉じん濃度) 目標レベルは2mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ (口径) の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。						諸基準類の改定にもなう						
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工 (共通)	3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工 (共通)												
3	2	12	7	0	1	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工	3	2	12	7	0	1	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工												
3	2	12	7	1	12	②	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	12	7	1	12	②	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上としなければならない。						諸基準類の改定にもなう						

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和3年10月版）										新（令和4年10月版）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編				
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管				
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
6	3	2	1	1	6		国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）	6	3	2	1	1	6		国土交通省 河川砂防技術基準（令和3年4月）	諸基準類の改定にともなう			
6	3	2	1	1	8		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）	6	3	2	1	1	8		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう			
6	3	2	1	1	9		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	6	3	2	1	1	9		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう			
6	4	0	0	0	1	第4章	水門	6	4	0	0	0	1	第4章	水門				
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
6	4	2	1	1	14		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	6	4	2	1	1	14		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう			
6	4	2	1	1	15		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月）	6	4	2	1	1	15		国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（令和3年2月）	諸基準類の改定にともなう			
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰				
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用				
6	5	1	5	1	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	6	5	1	5	1	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定による。				
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持				
6	8	7	0	0	1	第7節	路面補修工	6	8	7	0	0	1	第7節	路面補修工				
6	8	7	2	0	1	6-8-7-2	材料	6	8	7	2	0	1	6-8-7-2	材料				
6	8	7	2	3	1	3.クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員の確認または承諾を得なければならない。	6	8	7	2	3	1	3.クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の確認または承諾を得なければならない。	誤植			

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（令和3年10月版）					新（令和4年10月版）										
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条	新条文	改定理由		
10	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	1	第10編	道路編			
10	2	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	1	第2章	舗装			
10	2	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	2	2	1	14		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	10	2	2	1	14		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう	
							10	2	2	1	27		日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック（令和3年3月）	諸基準類の追加	
							10	2	2	1	28		日本道路協会 舗装種別選定の手引き（令和3年12月）	諸基準類の追加	
10	2	8	0	1	第8節		10	2	8	0	1	第8節			
10	2	8	1	0	10-2-8-1	一般事項	10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	一般事項	
10	2	8	1	3	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」（日本道路協会、平成28年12月）	10	2	8	1	3	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう	
10	4	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	1	第4章	鋼橋上部		
10	4	2	0	1	第2節	適用	10	4	2	0	1	第2節	適用		
10	4	2	1	9		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	10	4	2	1	9		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう	
10	4	2	1	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	10	4	2	1	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう	
10	4	2	1	15		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）							諸基準類の改定にともなう		
10	4	2	1	17		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）	10	4	2	1	17		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう	
							10	4	2	1	20		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）	諸基準類の追加	
							10	4	2	1	21		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）	諸基準類の追加	
							10	4	2	1	22		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）	諸基準類の追加	
10	5	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部		
10	5	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
							10	5	2	1	21		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月）	諸基準類の追加	
							10	5	2	1	22		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月）	諸基準類の追加	
							10	5	2	1	23		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年10月）	諸基準類の追加	
10	6	0	0	1	第6章	トンネル（NATM）	10	6	0	0	1	第6章	トンネル（NATM）		
10	6	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	6	2	1	18		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	10	6	2	1	18		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月）	諸基準類の改定にともなう	
10	7	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド		
10	7	3	0	1	第3節	プレキャストシェッド下部工	10	7	3	0	1	第3節	プレキャストシェッド下部工		
10	7	3	6	0	10-7-3-6	受台工	10	7	3	6	0	1	10-7-3-6	受台工	
10	7	3	6	3	3.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	7	3	6	3	1	3.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	工種間の整合
10	8	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	1	第8章	鋼製シェッド		
10	8	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	8	2	1	10		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	10	8	2	1	10		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう	
10	8	2	1	14		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）							諸基準類の改定にともなう		
10	8	2	1	22		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	10	8	2	1	21		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月）	諸基準類の改定にともなう	
10	8	5	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	10	8	5	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工		
10	8	5	6	0	10-8-5-6	受台工	10	8	5	6	0	1	10-8-5-6	受台工	
10	8	5	6	4	4.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	4	1	4.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	工種間の整合
10	10	0	0	1	第10章		10	10	0	0	1	第10章			
10	10	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	10	2	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	10	2	1	7		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）	10	10	2	1	7		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（令和3年3月）	諸基準類の改定にともなう	

現行（令和3年度）

表 1-2-4 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高 1 m を越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃

改定案（令和4年度）

表 1-2-4 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高 1 m を超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすき取る	〃		〃

表 2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm <sup>2</sup> /S	80～1,000
引 火 点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3 以内
密 度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組 成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm<sup>3</sup> とすることが望ましい。

表 2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項 目	標準的性状
動 粘 度 (60℃) mm <sup>2</sup> /S	80～1,000
引 火 点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3 以内
密 度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組 成 (石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm<sup>3</sup> 以上とすることが望ましい。

地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比
---------------	--	----------	----------